

ご父母の方へ

日本学生支援機構（貸与奨学金）

申込について

日本学生支援機構奨学金は、学生本人が申込して利用（貸与）する奨学金制度です。

申込書類およびスカラネット（インターネット）による申込が必要となります。

日本学生支援機構奨学金奨学生として採用になった後は、貸与する権利と同時に各種手続き（継続願の提出、各種届出等）の義務があります。

昨今の経済不況のあおりを受け、家庭の経済事情等、ご父母の都合等で奨学金を申込する場合があるかと思いますが、あくまで本人の意思に基づいて利用（貸与）する制度です。大学院、大学を卒業後、本人が責任を持って返還する必要があることをご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

人的保証と機関保証制度について

奨学金の貸与にあたっては、連帯保証人や保証人を選任する人的保証制度と、一定の保証料を支払うことにより、奨学金の貸与を受けることができる機関保証制度があります。

申込時に人的保証制度又は機関保証制度、どちらかを選択することになります。各制度の内容をご理解、ご確認いただき、選択いただきますようお願いいたします。

※ 第一種奨学金希望者で「所得連動返還方式」を選択する場合は、保証制度は必ず機関保証制度となります。（後日、機構へマイナンバー情報を直接送付する必要があります。）

《人的保証》 連帯保証人（父か母）および保証人（4親等以内で、誓約日時点で65歳未満）が必要となります。

- 連帯保証人・・・原則として父母。父母がいない場合には兄弟・おじ・おば等4親等以内の成年親族
- 保証人・・・連帯保証人と別生計の4親等以内（父母は除く）で、誓約日時点で65歳未満の成年親族

※申込時に、連帯保証人、保証人の承諾（依頼）が必要です。

※採用決定後に返還誓約書への署名、押印（連帯保証人、保証人は実印）、①連帯保証人の「印鑑登録証明書」、及び「収入に関する証明書」、②保証人の「印鑑登録証明書」の提出が必要になります。

【注意】事情により保証人に「4親等以内の成年親族」でない人、「65歳以上の人」どちらかに該当する人を選任する場合は、基準（下参照）・条件を満たす「返還を確実に保証できる人」にしてください。「返還保証書」及び資産、収入・所得の証明書の提出が必要になります。基準を満たしていない場合や、所定の書類が提出できない場合は、別人物を選任するか、機関保証制度を選択してください。

➔（基準の1例）年間収入320万円以上。〔提出書類・・・源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書等〕

- 貸与終了後に口座振替（リレー口座）に加入のうえ、『預貯金者控えのコピー1通』が必要となります。

注：リレー口座：奨学金の返還を、金融機関（ゆうちょ銀行（旧郵便局）、銀行、信用金庫または労働金庫）の預貯金口座から自動的に引落とす口座振替のことです。

※ 採用後に返還誓約書（人的保証）提出後、機関保証制度へ変更が可能です。（ただし、その期間の保証料を一括して支払う必要があります。）

《機関保証》 連帯保証人（父か母）および保証人は必要ありませんが保証料が必要です。

- 日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるにあたって、保証機関が連帯保証するものです。
- 一定の保証料を月々の奨学金から支払うことで、奨学金の申込みができます。

※保証料の支払いは原則として毎月の奨学金から差し引く方法になります。これにより、振り込みに行く手間や手数料をかけずに保証料を支払うことができます。

- 機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要です。
- 奨学生（返還者）の奨学金返還が延滞した場合、日本学生支援機構の請求に基づき保証機関が奨学生（返還者）に代わって残額を一括返済します。その後、保証機関が奨学生（返還者）にその分の返済を請求します。

➔裏面へ続く

※採用決定後に「保証依頼書（兼保証委託契約書）」の提出が必要になります。
 また、貸与終了後にリレー口座預貯金者控えのコピーが必要となります。

重要注意事項

機関保証制度を利用して採用後は、人的保証への変更はできません。

貸与月額および保証料の目安

保証料は、貸与月額、貸与月数、返還期間等により異なります。

区 分			貸与月額 (円)	貸与 月数	保証料月額 (円)
第一種	私立・自宅・自宅外共通		20,000	48	500
			30,000	48	947
			40,000	48	1,262
	私立	自宅	54,000	48	1,928
		自宅外	64,000	48	2,666
第二種			20,000	48	589
			30,000		1,116
			40,000		1,488
			50,000		2,105
			60,000		2,668
			70,000		3,595
			80,000		4,286
			90,000		4,822
			100,000		5,358
			110,000		5,893
			120,000		6,429

※ 第二種奨学金の保証料月額
 は、基本月額に係る貸与利
 率上限 3.0%(年)で計算した
 場合の目安です。

参考: 貸与利率
 (令和 4 年 3 月貸与終了の場合)
 利率固定 0.369%
 利率見直し 0.040%

※第二種奨学金は、11種類の月
 額から選択でき、希望により採用
 された年度内で貸与始期に遡って
 貸与できます。

選考について

日本学生支援機構が選考して採否を決定します

参考資料

機構奨学金(貸与)

- ・非営利、教育の機会均等
- ＜貸与を受ける者＞
○経済的理由により、修学に困難がある優れた学生・生徒本人。
- ＜基準＞
○一定額以下の家計(家計支持者の収入・所得金額)、学力、健康、人物
- ＜事業運営＞
○国が資金を提供、学校が学力等の審査等の具体的な手続きを実施、日本学生支援機構が総括のうえ回収業務を実施。
○日本学生支援機構における運営経費は国費。
- ＜教育上の効果＞
○適格認定等による修学目的のより高いレベルでの実現。

教育ローン(融資)

- ・営利
- ＜融資を受ける者＞
○学生・生徒の保護者等。
- ＜基準＞
○一定額以上の収入、安定かつ継続した収入の見込み、勤続年数等の返済能力
- ＜事業運営＞
○金融機関が資金貸付、回収業務を実施。
○運営経費は利子収入等。
- ＜教育上の効果＞
—

問い合わせ先

亜細亜大学 学生センター（2号館1階）奨学金係 芳賀、和田、山浦
 TEL 0422-36-2465、3217
 事務取扱時間：9時～17時 E-mail:student@asia-u.ac.jp